

# 大阪府中学校英語教育研究会規約

## I. 名称及び事務局

- 第1条 本会は大阪府中学校英語教育研究会と称し、大阪市の除く府内（以下、府内）の国公立中学校及び朝鮮中級学校の英語教育に関係する教職員で組織する。
- 第2条 本会の事務局は会長の勤務校に置く。

## II. 目的及び事業

- 第3条 本会は府内の英語教育研究団体との連携を緊密にし、中学校英語教育の研究向上をはかる。
- 第4条 本会の目的を達成するために、次の事業を行う。
- ①府内各地区の中学校英語教育研究団体、高等学校英語教育研究団体及び小学校外国語活動研究団体との連携
  - ②情報提供のための原稿依頼
  - ③講習会及び研修会等の開催
  - ④生徒の英語能力を高めるための諸行事等の開催
  - ⑤調査、統計、資料等の収集並びに交換
  - ⑥教授法及び教材等の研究
  - ⑦その他、必要な事業

## III. 役員及び運営

- 第5条 本会に次の役員を置き、その任務を次のように定める。
- |             |                                 |
|-------------|---------------------------------|
| 会 長（1名）     | 会務を総括し、その任務を代表する。               |
| 副 会 長（3名程度） | 会長を補佐し、会長に事故がある時は代行する。          |
| 書 記（3名程度）   | 庶務と記録にあたる。                      |
| 会 計（3名程度）   | 会計事務にあたる。                       |
| 会計監査（3名程度）  | 本会の経理状況を監視し、その結果を理事会並びに総会に報告する。 |
- 第6条 本会に理事、常任理事若干名を置き、その任務を次のように定める。
- 常任理事 各地区を代表し、役員とともに本会が主催する事業の遂行に努める。（若干名）
- 理 事 各市町村を代表し、会務の運営・推進に努める。
- 第7条 本会に顧問を置くことができる。顧問は役員・常任理事会において推挙する。
- 第8条 本会の事務遂行のため、次の会議を行う。
- ①総会：年1回開催する。必要に応じて臨時総会を開くことができる。
  - ②役員・常任理事会：随時これを開く。
  - ③理事会：必要に応じて理事会を開くことができる。
- 第9条 本会の役員等は次のように選出する。
- ①役員は役員・常任理事会で選出し、総会で承認を受ける。
  - ②常任理事は、豊能、三島、北河内、中河内、南河内、泉北、泉南の各ブロックの理事の中から選出する。また、会長より委嘱することもできる。
  - ③理事は各市町村より選出する。
  - ④役員、常任理事並びに理事の任期は2年間とする。但し、再任を妨げない。
- 第10条 総会は、各年度の決算、予算及び事業報告、事業計画並びに役員・常任理事会から付議された議案について審議決定する。なお、決定に際しては、総会出席者の過半数をもって決定する。
- また、総会の議長は役員・常任理事の中から、会長が任命する。

## IV. 会計

- 第11条 本会の経費は会費（1校年1,500円）及び補助金等をもってあてる。
- 第12条 本会の会計年度は4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

## V. 規約の改正

- 第13条 本会規約の改正は3分の2以上の理事の出席による理事会において3分の2以上の多数による決議を経て総会の承認を受ける。

- 附 則 本会規約は昭和28年7月3日より実施する。  
（昭和32年、昭和39年、昭和43年、昭和45年、平成3年、平成8年、平成12年、平成23年改正、平成25年改正）